

第3次千葉市障害者計画及び第4期千葉市障害福祉計画（案）の概要

1 計画の策定にあたって

(1) 計画策定の趣旨

障害のある方が地域において自立した生活を送ることを目指し、相談支援、地域生活支援、保健・医療、教育、生活環境など幅広い分野を対象とした障害者施策の総合的な計画を策定します。

(2) 計画の位置づけ

障害者基本法第11条第3項に規定する「市町村障害者計画」であり、「千葉市新基本計画」を上位計画とする本市の障害者施策に関する個別部門計画という性格と、障害者総合支援法第88条に位置づけられた、障害福祉サービス、地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画の性格の両方を有するものです。

(3) 計画の期間

平成27年度から平成29年度までの3年間とします。

2 基本理念

すべての障害者が地域において自立した生活を営む主体であるとの認識に立ち、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として相互に尊重し合い、人格を認め合い、そして支え合うことにより、差別や障壁のない、安らぎのあるあたたかな共生社会をつくる

すべての障害者が地域において自立した生活を営む主体であるとの認識に立ち、相談支援、地域生活支援、保健・医療、教育などの総合的な連携のもとに、地域での自立した生活を支援するための施策を一体的に推進していくとともに、差別や社会的障壁による権利侵害のない「安らぎのあるあたたかな共生社会」の実現を目指します。

3 計画の視点

(1) 障害特性を踏まえたライフステージの全段階に応じた利用者本位の支援

障害種別等によって異なる個々のニーズを的確に把握し、障害者のライフステージの全段階を通じた切れ目のない総合的な支援を行う必要があります。

(2) 誰もが安心して生活し、社会へ参加していくためのバリアフリー化の推進

地域における自立や社会参加に係る障壁を除き、誰もが安心して生活できるよう、障害についての理解等の促進や施設・設備の整備といったソフト、ハード両面にわたる社会のバリアフリー化を進める必要があります。

(3) 将来を見据えた、障害者の視点に立った各分野における施策展開

市の各分野における施策の企画・立案、実施等の各段階において、共生社会の実現を図るという観点から、各部門がそれぞれの事業について、障害者の高齢化・重度化への対応等、将来を見据えた障害者視点に立った取り組みが必要です。

(4) 施策展開における市民参加と協働

障害者本人の各種障害者施策への積極的な参加・参画はもとより、市、関係団体、専門機関、地域住民、事業者、ボランティア団体など地域に暮らす誰もが福祉の受け手であるとともに担い手であることを自覚し、地域の中でそれぞれが役割を担って連携し、協働していくことが必要です。

4 基本目標

基本目標1 相談支援の充実 ～利用者視点に立った多岐にわたる相談支援体制づくり～

障害者が地域で安心して暮らしていくためには、日常生活のあらゆることを気軽に相談できる場所があることが不可欠です。そこで、身近な相談支援機関を一層強化するとともに、より専門性を備えた職員を配置することが求められています。また、当事者からの相談に応えるだけでなく、的確な自己選択のために情報提供の充実を図ることが求められています。

基本目標2 地域生活支援の充実 ～地域や施設で暮らすためのサービスの充実～

障害者が地域で自立した生活を営むために、計画的な障害福祉サービス基盤の整備とともに、日常生活を送る上で必要となる多様な支援事業を展開し、経済的負担を軽減するための各種制度の周知と利用促進を図ることが求められています。

基本目標3 保健・医療の充実 ～保健や医療分野との効果的な連携～

障害の原因となる疾病等を適切に予防し、その早期発見に努めるとともに、障害者が安心して医療を受けられ、健康の保持・増進が図られるよう、地域での医療体制の更なる充実が求められています。

基本目標4 障害児に対する支援の充実 ～療育・教育を一体的に支援する体制づくり～

適切な時期に適切な療育を行うことにより、障害の程度を軽減するとともに、いわゆる「二次障害」の発生を防ぎ、また障害児一人一人のニーズに応じ、学校卒業後まで一貫した教育や療育を行うことにより、もって、障害児が将来自立した生活を送ることができるようにするため、障害の早期発見・早期療育及び教育の体制の整備・充実が求められています。

基本目標5 社会参加への一層の推進 ～相互に理解し、積極的に社会に参加していくための支援～

障害の有無にかかわらず、相互に個性を尊重し合うあたたかな共生社会を実現するためには、障害及び障害者に関する理解が不可欠です。また、就労は、単に報酬等を得るためだけのものではなく、達成感や生きがいを得られるものであり、余暇活動と同様に、仲間づくり等にも繋がることから、障害者が積極的に社会に参加していくため、就労活動や余暇活動等への支援が求められています。

基本目標6 生命、身体、財産の安全確保 ～万一の時の安全・安心に配慮した支援体制づくり～

東日本大震災の発生以降、防災意識が高まっています。災害が発生した際の避難や避難所での生活に対する不安を軽減し、実際に必要な支援が行えるような体制づくりのほか、生命・身体のみならず、財産を守るための防犯活動や権利擁護に向けた取り組みが求められています。

基本目標7 生活環境の整備 ～物理的な障壁のない安全・安心な都市基盤の整備～

障害の有無に関わらずすべての人が安全・安心に日常生活を送ることができるよう、公共交通機関、道路、建築物、住宅環境など誰もが利用しやすいバリアフリーのまちづくりが求められています。

5 障害福祉サービス提供の見込量等（第4期千葉市障害福祉計画）

（1）指定障害福祉サービス及び相談支援の提供体制の確保に関する基本的考え方

- ア 地域生活を支える訪問系サービスの充実
- イ 自立した生活を営むための日中活動系サービスの保障
- ウ 地域における暮らしの場の確保
- エ 就労支援の強化
- オ 相談支援体制の充実・強化

（2）平成29年度までに達成すべき目標

ア 施設入所者の地域生活への移行促進

地域生活移行者数	【目 標】 68人以上	平成 25 年度末時点の施設入所者数 (565 人) の 12% (68 人) 以上移行させる。
----------	----------------	---

イ 地域生活支援拠点等の整備

地域生活支援拠点等の整備数	【目 標】 1 箇所以上	本市域内において 1 か所以上の整備を目指す。
---------------	-----------------	-------------------------

ウ 福祉施設から一般就労への移行

平成 29 年度における 年間の一般就労への移行者数	【目 標】 112人以上	平成 24 年度の年間の一般就労への移行 者数(56 人)の 2 倍以上
-------------------------------	-----------------	---

（3）指定障害福祉サービス等の見込量と確保の方策

- ア 平成27年度から平成29年度の利用者・入所者数の見込量
これまでの利用者数の伸び及び障害者手帳交付者数の伸び等を勘案して定める。
- イ 見込量の確保の方策
事業者に対する情報提供や助成等の支援により事業者参入を促すほか、利用者に対しても必要なサービスを適切に利用できるよう相談支援を充実させる。

（4）地域生活支援事業の実施に関する事項

- ア 必須事業
相談支援事業を各区で実施するほか、地域の状況やニーズに対応した事業を展開する。
- イ 任意事業
これまでのサービス内容と同様のサービス及び水準を維持することを基本に各種事業を実施する。

6 計画の推進に向けて

（1）関係機関・地域等との連携

障害者施策は、福祉、保健・医療、雇用、教育等の様々な分野を対象とするものであり、また身近な地域での結びつきを強め、支え合う体制を整備するためには、各分野との連携が重要であることから、庁内関係部局の連携はもとより、サービス提供事業者、障害者団体、社会福祉協議会等の関係機関、民生委員・児童委員、ボランティア・NPO、民間企業、医療機関、国・県などの関係行政機関等との連携強化に努めます。

（2）当事者の障害者施策への参加

障害者の視点に立った施策展開には、当事者が各種障害者施策へ参加、参画することが重要であることから、あらゆる機会を捉えて、障害者及び家族等のニーズや意見を把握し、施策に反映させていきます。

（3）進行管理と評価

この計画は、本市における障害者施策全般に関わる基本理念、基本目標などを定めた基本計画という性格のみならず、障害福祉サービス等の実施に関する実施計画という性格ももっていますので、実施状況の把握、点検及び評価を行い、計画の進捗状況の確認を行います。

（4）計画の弾力的運用

法改正等に伴う制度改正や、障害者の高齢化・重度化、生活環境の変化、財政事情の動向など社会経済環境の変化に応じて計画の弾力的運用に努めます。